

令和4年度第2回青少年問題協議会 資料
 成年年齢引き下げによる影響調査
 (船橋市青少年問題協議会 幹事課)

	幹事課	回答
1	自治振興課	該当なし
2	市民安全推進課	該当なし
3	地域福祉課	1件
4	家庭福祉課	1件
5	地域子育て支援課	該当なし
6	商工振興課	該当なし
7	公園緑地課	該当なし
8	学務課	該当なし
9	指導課	該当なし
10	保健体育課	該当なし
11	児童・生徒防犯安全対策室	該当なし
12	総合教育センター	該当なし
13	社会教育課	1件
14	文化課	該当なし
15	青少年課	6件
16	生涯スポーツ課	2件
17	西図書館	該当なし
18	中央公民館	該当なし
19	東部公民館	該当なし
20	西部公民館	該当なし
21	北部公民館	該当なし
22	高根台公民館	該当なし
23	郷土資料館	該当なし
24	青少年センター	1件

成年年齢引き下げによる影響調査（船橋市青少年問題協議会 幹事課）

成年年齢が20歳から18歳に変更されたことによる、事業や施設利用の対象者への影響等について、検討した概要や変更点等。 ※（一）は、影響なし、または変更なし。

課名	事業名・施設名	項目	成年年齢引き下げ前の現状	成年が20歳以上から18歳以上に変更	未成年が20歳未満から18歳未満に変更	対応の有無	理由又は変更内容
地域福祉課	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員および主任児童委員の適任者基準	基準日において20歳以上の者を適任者とする。	基準日において18歳以上の者を適任者とする。	(一)	有	選任基準を改正し、適任者の基準を18歳以上の者とした。
家庭福祉課	家庭児童相談室	支援対象	原則、18歳未満の児童を対象に相談・支援を行う。	(一)	(一)	無	基本的には、成年年齢を基準とした規定等がないため、特段の影響はないと考える。ただし、稀に18歳～20歳未満の者を支援する事例があり、その場合、親権の適用年齢が20歳から18歳へ引き下げられることにより、支援方針や支援方法を変更する等の間接的な影響が出る可能性がある。
社会教育課	船橋市成人式	開催要項	「船橋市成人式」という名称で、20歳を対象に実施。	引き続き、20歳を対象に成人式を実施する。 ・引き続き、名称を「船橋市成人式」とする。 ・成人式の開催要項の目的を『「国民の祝日に関する法律」に基づき、新たに成人の仲間入りをする新成人を祝い励まし、大人になったことの自覚を促す。』から、『「国民の祝日に関する法律」に基づき、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ます。』へ変更した。	(一)	有	令和元年11月15日から12月16日の期間に市ホームページ上で、これから成人式を迎える方及びその保護者（令和4年時点で18歳、19歳、20歳となる市内在住の中学3年生、高校1年生、2年生およびその保護者）に対してアンケートを実施し、令和4年4月以降も現行どおり20歳を対象に「船橋市成人式」として開催することとした。 これに伴い、開催要項の目的を一部変更した。

成年年齢引き下げによる影響調査（船橋市青少年問題協議会 幹事課）

成年年齢が20歳から18歳に変更されたことによる、事業や施設利用の対象者への影響等について、検討した概要や変更点等。 ※（一）は、影響なし、または変更なし。

課名	事業名・施設名	項目	成年年齢引き下げ前の現状	成年が20歳以上から18歳以上に変更	未成年が20歳未満から18歳未満に変更	対応の有無	理由又は変更内容
青少年課	船橋市立大神保青少年キャンプ場	使用の許可	未成年のみの使用ではできないものとする。	18歳から引率が可能となる。(18歳高校生のみของกลุ่มも使用可能となる。)	(一)	無	(一)
青少年課	船橋市立大神保青少年キャンプ場	使用の許可	家族使用でも未成年を含む必要がある。	(一)	許可できない年齢幅が狭まる(18歳高校生と保護者の使用は不可となる)	無	(一)
青少年課	青少年会館	青少年団体の使用団体の登録条件	構成員のうち半数以上が青少年(小学校就学の始期から20歳に達するまでの者)で構成されている団体。	(一)	登録条件の年齢幅が狭まる(半数以上が就学の始期から18歳に達するまでの者で構成)	有	要綱を改正し、『構成員のうち半数以上が青少年(小学校就学の始期から18歳に達するまでの者。以下同じ。)で構成されている団体』とした。
青少年課	青少年会館	代表者の選出	代表者は申請日において20歳以上の者であること。	登録できる年齢幅が広がる。(18歳高校生が代表になれる。)	(一)	有	要綱を改正し、『会長等の代表者がいること。なお、代表者は申請日において18歳以上の者であること』とした。

成年年齢引き下げによる影響調査（船橋市青少年問題協議会 幹事課）

成年年齢が20歳から18歳に変更されたことによる、事業や施設利用の対象者への影響等について、検討した概要や変更点等。 ※（一）は、影響なし、または変更なし。

課名	事業名・施設名	項目	成年年齢 引き下げ前の現状	成年が20歳以上から18歳以上に変更	未成年が20歳未満 から18歳未満に変更	対応の 有無	理由又は変更内容
青少年課	青少年会館	使用の許可	保護者又はそれに代わる成人の者が、使用日に立ち会わなければならない。	18歳から引率が可能となる。 (18歳高校生のみグループが使用可能となる。)	(一)	無	(一)
青少年課	一宮少年自然の家	利用の許可	未成年者のみの利用はできないものとする	18歳から引率が可能となる。 (18歳高校生のみグループが利用可能となる。)	(一)	無	(一)
生涯スポーツ課	学校開放事業	登録団体	構成員が未成年者の団体にあっては、代表者は成年とし、使用時に立ち会わなければならない。	学校開放事業活動中の怪我や事故及び緊急事態時等に対応できる者であれば、18歳以上の代表者でも可能。	(一)	有	活動中の緊急事態時等対応に不安がある又は対応できない場合は、20歳以上の代表者にするよう依頼している。
生涯スポーツ課	法典公園集会所	責任者の選出	責任者は申請日において20歳以上の者であること。	登録できる年齢幅が広がる。	(一)	無	
青少年センター	青少年センター	利用許可	小学校就学の始期から20歳に達するまでの者。	(一)	(一)	無	船橋市青少年センター条例で定められているため。